

令和2年度ビデオ審査に関する要領（ガイドライン）

（公財）全日本弓道連盟ビデオ審査要領とガイドラインより抜粋。

No.2

2020.9.30

岐阜県弓道連盟

1、基本方針

- （1）高校生以下にはビデオ審査のみとする。
- （2）一般会員の弐段以下にも各地連の判断によりビデオ審査を実施する。

2、実施内容

- ①高校生以下対象で受審種別は、無指定、級位ならびに初段、弐段とする。
- ②部活動等の時間を活用し、各学校弓道場または撮影可能な弓道場で実施。
- ③録画データの提出は控えデータ1部を保管し、主管である地連事務局に送付。
個人情報の扱いに留意し、データ等は結果発表後に削除または廃棄する。
- ④録画要領については本要領3、による。（責任者は各学校顧問または外部講師）
- ⑤必要な諸費用が発生した場合は本要領4、に定める。
- ⑥審査申込方法は従来通りとする。
- ⑦学科試験は規程のA4サイズ用紙によりレポート形式の提出とする。
学科試験の課題は従来通り「全弓連の学科試験問題」の中から2問選ばれる。
- ⑧学科試験答案用紙（指定の様式）は手書きとし、動画データと一緒に提出とする。（規程の答案用紙は岐阜県弓連ホームページからダウンロード可）
- ⑨受審料及び登録料等は従来通りとし、本審査要項に沿って納入する。

3、ビデオ録画要領

ビデオ撮影は1人ずつの一手（甲・乙矢）とする。その為カメラは写体（射手）の正面に設置して、カメラの高さは肩のあたりとする。

写体との距離は足から「会」時の頭部の上、約50cm以上が映り残心時の両手が映る距離とする。

- 1、的を1つ設置し、同じ射位で順次一手行射して射終われば前から退場する。
- 2、動画の射手と名簿を一致させるために、名簿の番号を表示させる。
- 3、種別ごとに受審者が連続になるように撮影してください。

（見本動画のように、受審者の乙矢弦音で、次の受審者が揖をする）

- ①立順番号表は学校名と受審段位、学校毎の立順を明記する。
- ②立順番号表は※A4サイズ以上の用紙か筆書で掲示板等に表示。
受審者の右後方で、画面上で容易に判別できる適宜な位置に掲出する。
- ③学校等毎で名簿を作成、名簿の記入は「受審段級位」「学校立順」「的中○×」「矢の着地位置」とする。
名簿の様式は、審査事務局からデータで送付します。
- ④受審者の動線は以下のとおり。

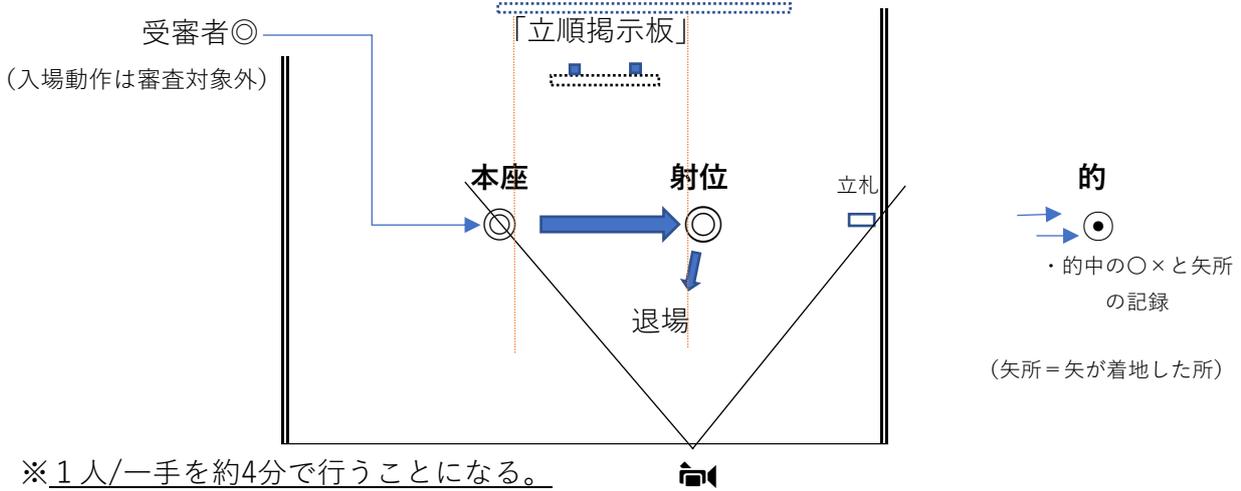
受審者の動線

※撮影状況のサンプル動画

<https://youtu.be/mq9DWTbjKnA>

上記URLをクリックして参考にしてください。

A 「上部から見た図」

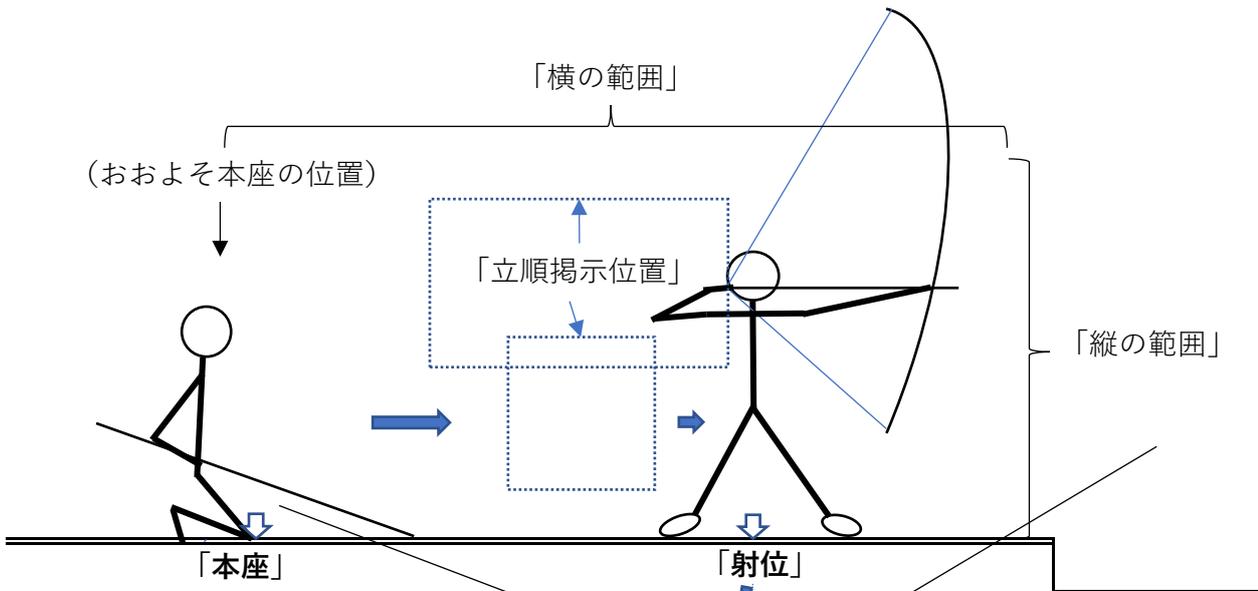


ビデオカメラ (固定)

B 「審判席 (カメラ側) から見た図」

- ①1人ずつ、一手 (甲・乙矢) の行射を審査の方法で行う。
- ②本座から射位に進む動作、退場開始までの動作が見えるように撮影する。(下図)

(特に、射位での姿勢や動作を中心に撮影する)



☆前に射手がいる時は、前の射手の弦音で揖をし、顔戻して立ち、退場の右足に合わせ前へ進む。

カメラ

- ・射位のほぼ延長線上
- ・カメラの高さは射手の肩辺り

4、ビデオ審査における経費

ビデオ審査における下記の経費が発生した場合は、県連で支出する。

- ①ビデオ審査撮影に必要な経費と事務経費（要：事前連絡）
- ②必要な経費の支払いに当たっては、領収証と引換えに県連から支払う。

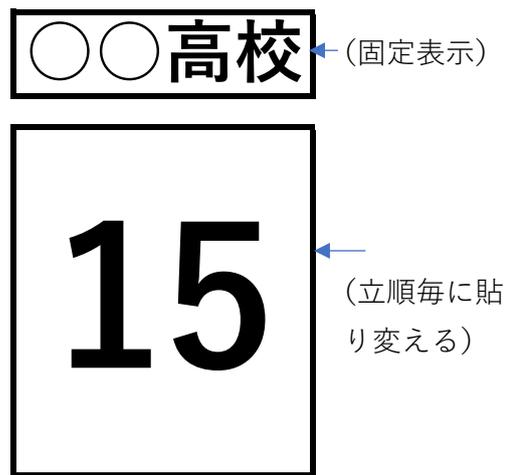
5、立順番号（ゼッケン）表示例

- ①表示方法は、既設の黒（白）板か適宜な掲示板を活用して表示してください。
（椅子や机を利用してよい。）
- ②表示の大きさは、A4サイズ以上（出来るだけ大きく）として下記の様に記載する。

基本表示例 1、



基本表示例 2、



※文字の大きさは、画面上で文字が容易に判別できること。

・椅子を使用した場合。

